

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務に係る 公募型プロポーザル説明書

1 業務の目的及び受託候補者の特定方法

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」（以下「本サイト」という。）とは、地域コミュニティ形成の代表的な組織である町内会・自治会等が、地域の様々な情報の発信等を行うことを目的としたホームページを作成するためのシステムである。

本業務は、当該システムに導入している各ソフトウェアのバージョンアップ等を実施することによりシステムを再構築し、セキュリティの強化及び動作不具合の解消等を図ること及び「こむねっとひろしま」を最適かつ円滑に運用するため、当該システムの運用・保守を行うものである。

については、本サイトの再構築の効果をより向上させるため、ホームページに係るシステム等の構築及び運用・保守について経験や知見を有する民間事業者による公募型プロポーザルを実施し、本サイトの再構築及び運用・保守業務に係る受託候補者を特定する。

2 業務内容

(1) 業務名

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務

(2) 事業内容

別紙「地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税額及び地方消費税額を含む）。

契約締結日から令和6年3月31日まで 11,385,000円

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 15,940,000円

(5) 事業担当課

市民局市民活動推進課（本庁舎2階）

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2131（直通）

FAX：082-504-2066

E-mail：katsudo@city.hiroshima.lg.jp

3 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設

維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。

ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) 国や他の地方自治体等において同様のホームページ等の構築及び運用・保守を行った実績があること。

4 公募型プロポーザル参加申込

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書等必要書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 前記3の参加資格の(5)に該当することが確認できる書類

(ア) 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※ 広島市内に事業所がない等の理由により広島市税の納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

ウ 会社概要（様式3）

(2) 申込期間

公示日から令和5年5月29日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(4) 提出方法

上記提出書類を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限（令和5年5月29日（月）午後5時15分）までに必着とし、到着が期限後となった場合は無効とする。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和5年6月1日（木）までに発送する。

5 質問の受付と回答

- (1) 提出期限
令和5年5月29日（月） 午後5時15分
- (2) 提出場所
前記2(5)に同じ。
- (3) 提出方法
仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目
様式7のとおり
- (2) 企画提案書の提出部数等
 - ア 正本1部、副本10部を提出すること。
 - イ 企画提案書の表紙（様式5）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。（ただし、提案者名等の記載は正本のみとし、副本の表紙（様式6）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）
 - ウ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
 - エ 企画提案書の内容は、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを使い、具体的に記載すること。
- (3) 提出期間
応募資格確認結果の通知日から令和5年6月19日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所
前記2(5)に同じ。
- (5) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和5年7月5日（水）に広島市内で開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。

参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分として実施することを予定している。なお、追加資料の配布は認めない。

※ 企画提案書の説明者は、各提案者3名以内とすること。なお、企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。その場合、プロジェクター、パソコン等については参加者が用意すること。

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 審査内容
別紙「地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」の再構築及び運用・保守業務に係る提案依頼事項」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の最も高い提案内容が、本市の求める最低水準（加点事項を除く項目1～9の合計が60点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査結果の公表

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知するとともに、広島市ホームページで公表する。

10 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

11 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- 12 問合せ先
前記2(5)に同じ。